

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)について

～令和5年7月1日施行～

◇ 原動機付自転車は

一般原動機付自転車(一般原付)と特定小型原動機付自転車(特定原付)に区分され、特定原付のうち一定の要件に該当する特例特定小型原動機付自転車の3種類となりました。

◇ 特定小型原動機付自転車とは

- 車体の大きさ
 - ・長さ190cm以下
 - ・幅60cm以下
- 車体の構造
 - ・時速20kmを超えて加速することができない。
 - ・走行中、最高速度の設定を変更することができない。
 - ・オートマチックトランスミッション(AT)である。
 - ・最高速度表示灯(緑色で点灯又は点滅)が備えられている。

◇ 公道を走行する際の要件

- 道路運送車両法の保安基準に適合している。
- 自賠責保険(共済)に加入している。
- ナンバープレートを取り付けている。(市町村で交付)

◇ 特定小型原動機付自転車の主な交通ルール

- 16歳未満の者の運転禁止
- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 車道通行の原則
- 信号機の信号に従う義務
- 交差点の二段階右折
- 割り込み等の禁止
- 安全運転の義務
- 道路標識等による一時停止・通行禁止・駐停車禁止
- 横断歩道等における歩行者等の優先等

◇ 特例特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車のうち、下記①～⑤に該当し、車両を牽引していないものをいい、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道を通行することができます。

- ①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させる。
- ②最高速度表示灯を点滅させている間、車体の構造上時速6kmを超える速度を出すことができない。
- ③側車を付けていない。
- ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にある。
- ⑤鋭い突出部がない。

・安全利用のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう！